

5 循環第 6 5 6 号  
令和 6 年 1 月 3 1 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長 様

愛知県環境局長  
(公印省略)

産業廃棄物処理業許可申請及び特別管理産業廃棄物処理業許可申請に  
係る審査基準の改正について（通知）

日頃から本県の環境行政の推進に御理解と御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条に基づく下記の審査基準を別添  
のとおり改正しました。

つきましては、貴会会員への周知について御配慮くださるようお願いいたします。

記

- 1 産業廃棄物収集運搬業の審査基準
- 2 産業廃棄物処分業の審査基準
- 3 特別管理産業廃棄物収集運搬業の審査基準
- 4 特別管理産業廃棄物処分業の審査基準

担 当 資源循環推進課  
産業廃棄物グループ  
電 話 052-954-6235 (ダイヤルイン)  
メー ル junkan@pref.aichi.lg.jp